

参考人の招致について（案）

1 招致概要

（１）趣旨

令和8年7月30日開催の市会全員協議会において、横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告が実施されたことを受け、本委員会において調査報告に関する質疑を実施するため、調査委員及び補助員を参考人として招致する。

（２）案件名

横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告について

（３）日時

令和8年7月30日（木）午後1時

（４）場所

大会議室

（５）参考人

横浜市長の言動にかかる第三者による調査

調査委員（弁護士）

伊 藤 信 吾（いとう しんご）氏

須 山 園 子（すやま そのこ）氏

齋 藤 守（さいとう まもる）氏

補助員（弁護士）

野 口 容 子（のぐち ようこ）氏

吉 田 正 穂（よしだ まさほ）氏

澄 川 圭（すみかわ け い）氏

2 実施方法

- (1) 横浜市会参考人意見聴取要綱に基づき運営する。
- (2) 参考人の意見陳述は求めず、委員の質疑に対し答弁を行う。
- (3) 総括コンプライアンス責任者以下関係職員が出席する。

3 委員会の運営方法

(1) 参考人招致の実施時間

3時間を上限とする。

(2) 委員等の発言

ア 発言は自席で着座のまま行う。

イ 発言の際はハンドマイクを使用する（委員長席及び参考人席最前列は備え付けマイクを使用する）。

ウ 時間に限りがあることから、簡潔な質疑・答弁に努める。また、参考人への質疑の場であることを踏まえ、意見表明ではなく質疑を中心に行うよう努める。

エ 職員個人を特定した発言や個人の言動が特定されるような発言は行わない。

オ 横浜市会会議規則第76条第2項に基づく委員外議員の発言について、次のとおりとする。

（ア）市会全員協議会で報告を受けた件に関する質疑であることを踏まえ、本委員会に所属する議員がいない会派及び無所属議員について、質疑の機会を設ける。

（イ）日本共産党及び地域政党よこはまから各1人並びに本委員会に所属していない無所属議員9人の計11人について、委員外議員としての発言を許可する（それ以外の議員は原則発言を認めない）。

（ウ）発言を希望する際は、委員会開会前までに委員長に申し出る。

（エ）発言は指定された委員外議員席で行う。

(オ) 3 (2) ア～エは委員外議員も同様とする。

カ 委員及び委員外議員の質疑時間（答弁を含む）の目安は次のとおりとする。

(ア) 委員

一人当たりの目安 10分程度（委員長は除く） （最大100分）

なお、会派内において時間を合算することができる。

(イ) 委員外議員

一人当たりの目安 交渉会派（共産党） 10分程度
非交渉会派・無所属 5分程度 （全員が質問した場合 最大60分）

キ 発言の順番は、多数会派順（無所属は議員登庁盤の表示順）を原則とする。

ク 委員の質疑が終了した後、委員外議員の質疑を行う。

ケ 進行状況に応じて10分程度の休憩を入れる。

(3) 座席

別	添
---	---

ア 正副委員長席・委員席・委員外議員席

イ 参考人席・当局席

ウ 傍聴席

(ア) 一般席は40席（横浜市会委員会傍聴規程第2条2項2号）

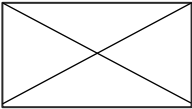
(イ) 議員傍聴席は委員以外の全議員が傍聴できる席数を用意する。

(4) インターネット中継画面

委員会室での運用と同様とし、委員長席（正副委員長）側・委員席側・当局席（参考人席）側の3画面切替えを原則とする。なお、発言者のテロップ表示は行わない。

総務委員会座席表【大会議室】

当局		参考人			議会局		議会局	
当局	当局	参考人	参考人	参考人	大桑 委員長	竹内 副委員長	大岩 副委員長	議長 副議長



井上 委員	くしだ 委員	藤崎 委員	仁田 委員	横山(正) 委員	山下 委員	黒川 委員	こがゆ 委員
----------	-----------	----------	----------	-------------	----------	----------	-----------

			委員外議員席				
--	--	--	--------	--	--	--	--

			傍聴議員席 (座席指定なし)				

廊下側

傍聴席側